

Ⅱ 指定工事業者

1 指定工事業者制度

指定工事業者制度は、需要者の給水装置の構造及び材質が、施行令に定める基準に適合することを確保するため、水道事業者がその給水区域において給水装置工事を適正に施行することができるものと認められる者を指定する制度である。

2 事業の基準・事業の運営の基準（法25条の8、施行規則第36条）

指定工事業者は、施行規則に規定する給水装置工事業の運営に関する次の各号に掲げる基準に従い、適正な給水装置工事業の運営に努めなければならない。

- (1) 給水装置工事(施行規則第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)ごとに、法第25条の4第1項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第25条の4第3項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
- (3) 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- (4) 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (5) 次に掲げる行為を行わないこと。
 - ア 令第五条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- (6) 施行した給水装置工事(施行規則第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)ごとに、第1号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - ア 施主の氏名又は名称
 - イ 施行の場所
 - ウ 施行完了年月日
 - エ 給水装置工事主任技術者の氏名
 - オ 竣工図
 - カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - キ 法第25条の4第3項第3号の確認の方法及びその結果

3 主任技術者の選任等（法25条の4、施行規則第21条）

指定工事業者は、指定を受けたとき又は主任技術者が欠けたときは、2週間以内に主任技術者を選任しなければならない。また、主任技術者を選任又は解任したときは、遅滞なく水道事業者に届け出なければならない。

4 報告又は資料の提出（法第25条の10）

水道事業者は、指定工事業者に対し、当該指定工事業者が給水区域において施行した給水装置工事に
関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

5 指定の取消し（法第25条の11）

水道事業者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- (1) 指定の基準に適合しなくなったとき。
- (2) 主任技術者の選任又は解任の規定に違反したとき。
- (3) 変更等の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 給水装置工事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (5) 給水装置工事業の検査を行うときの主任技術者の立会いの求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (6) 法第25条の10に定める報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (7) 施行する給水装置工事業が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
- (8) 不正の手段により指定工事業者の指定を受けたとき。

6 主任技術者の役割（法25条の4）

主任技術者は、給水装置工事の調査、計画、施工、検査といった一連の工事の過程の全体について技術上の統括、管理を行う者として以下の職務がある。

(1) 給水装置工事に関する技術上の管理

工事の事前調査から計画、施工及びしゅん工検査までに至る一連の過程における技術面での管理をいい、調査の実施、給水装置の計画、工事材料の選定、工事方法の決定、施工計画の立案、必要な資機材の手配、施工管理及び工程ごとの工事の仕上がり検査（品質検査）を行う。

(2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

工事の事前調査から計画、施工及びしゅん工検査までに至る一連の過程において、工事品質の確保に必要な従事者の役割分担の指示、品質目標、工期等の管理上の目標に適合する工事の実施のための従事者に対する技術的事項の指導、監督を行う。

(3) 給水装置の構造及び材質の基準に適合していることの確認

給水装置の構造及び材質の基準に適合する給水装置の設置を確保するために行う、基準に適合する材料の選定、現場の状況に応じた材料の選定・給水システムの計画及び施工、工程ごとの検査等による基準適合性の確保、しゅん工検査における基準適合性の確保を行う。

(4) 工事に関する水道事業者との連絡調整

給水装置工事に関して、以下のとおり水道事業者との連絡調整を行う。

ア 配水管から給水管を分岐する場合には配水管の布設位置の確認が必要となることから、これに関する連絡調整を行う。

イ 配水管から給水管を分岐する工事及び分岐部から水道メーターまでの工事を行う場合には、水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するよう施行しなくてはならないことから、これに関する連絡調整を行う。

ウ 給水装置工事（軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡を行う。

7 指定工事業者の申請・届出に関する手続

1 申請手続

(1) 指定の申請

指定を受けようとする者は、次の書類等を提出する。

- ア 「指定給水装置工事業者指定（更新）申請書」（様式1）
- イ 「機械器具調書」（様式2）
- ウ 「誓約書」（様式3）
- エ 法人の場合 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
個人の場合 住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
- オ 「給水装置工事主任技術者 選任・解任届出書」（様式4）
- カ 給水装置工事主任技術者免状の写し

(2) 指定の更新

ア 指定の更新を受けようとする者は、次の書類等を提出する。

- ・「指定給水装置工事業者指定（更新）申請書」（様式1）
 - ・「機械器具調書」（様式2）
 - ・「誓約書」（様式3）
 - ・法人の場合 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
個人の場合 住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
 - ・「給水装置工事主任技術者 選任・解任届出書」（様式4）
 - ・給水装置工事主任技術者免状の写し
 - ・指定給水装置工事業者証の写し※原本は更新後の指定給水装置工事業者証と引換えに返納。
 - ・「指定給水装置工事業者 指定更新時確認事項書」（様式39）
- イ 提出時に次の事項について、確認する。また、必要に応じて関係書類の提示を求める。
- ・指定工事業者の講習会の受講実績
水道事業者が実施している指定工事業者講習会の受講実績（過去5年以内）
 - ・指定工事業者の業務内容
指定工事業者の現況の業務内容（営業時間、漏水等修繕対応の可否等）
 - ・給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
外部機関による外部研修や、事業所内訓練等の自社内研修について、受講者名、研修会名、実施団体及び受講年月日（過去5年以内）※外部研修の場合は、その受講の事実を証明する書類
 - ・適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

適切に作業を行うことができる技能を有している者の氏名、配水管への分水栓の取付・穿孔、給水管の接合、いずれの経験の有無、いずれの作業資格の有無、保有している資格等、過去1年以内に給水装置工事（過去1年以内に実績がない場合、直近の状況）に従事した年度
 ※資格については、以下のものとする。

- ・水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）
 - ・職業能力開発促進法第44条に規定する、配管技能士
 - ・職業能力開発促進法第24条に規定する、都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者
 - ・公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する、配管技能に係る検定会の合格者（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）
- ※配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定は、平成29年4月に「配管技能者」へ一本化。

(3) 指定事項変更届

指定工事業者は、事業所の名称及び所在地等に変更があったときは、変更があった日から30日以内に、「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」（様式5）に次表の書類を添えて提出する。

届出の種類		定款又は寄附行為の写し	登記事項証明書	住民票の写し	誓約書	指定工事業者証	指定更新時確認事項書	備考	
指定事項の変更	氏名又は名称	法人	○	○		○		登記事項証明書、住民票の写し等は発行日から3か月以内のもの	
		個人			○	○			
	住所	法人	○	○			○		
		個人			○		○		
	代表者	法人	○	○		○	○	定款及び寄附行為は直近のもので原本証明したもの	
	役員	法人		○		○			
	事業所の名称又は所在地	法人							支店の移転等本店の変更登記や住民登録の変更を伴わないもの
個人									
電話番号 FAX番号							○	※変更部分のみ	

※法人・個人を問わず、事業者の継承（個人から個人への相続、個人の法人化、法人から法人への営業譲渡、合併に伴う新会社の設立など）はできない。この場合は「廃止」→「新規」の手続きとなる。

(4) 指定事項の変更に係る指定工事業者証の再発行

指定工事業者証に記載されている事項に変更があった場合、証書の再発行を申請しなければならない。

ア 「指定給水装置工事事業者証再交付申請書」（様式6）

イ 変更前の指定工事業者証の写し※原本は更新後の指定給水装置工事事業者証と引換えに返納。

(5) 事業の廃止、休止又は再開の届出

「指定給水装置工事事業者 廃止・休止・再開届出書」(様式7)及び指定工事業者証を提出する。

ア 廃止又は休止の場合 当該廃止又は休止の日から30日以内に提出

イ 再開の場合 当該再開の日から10日以内に提出

(6) 主任技術者の選任・解任の届出

主任技術者の選任・解任は、「給水装置工事主任技術者 選任・解任届出書」(様式4)及び給水装置工事主任技術者免状の写しを提出する。

ア 指定を受けた場合 指定を受けた日から2週間以内に選任

イ 主任技術者が欠けた場合 当該事由が発生した日から2週間以内に選任

2 手続に係る手数料

(1) 指定の申請 1件につき 10,000円 (条例第32条 第1項(1)による)

(2) 指定の更新 1件につき 10,000円 (条例第32条 第1項(2)による)

※上記以外の申請及び届出に関する手続きは無料

8 指定工事業者への通知等

1 文書の通知

指定工事業者への通知文書等は、十和田市上下水道課のレターボックス経由とし、市内外問わず、郵送等の対応は行わない。

上記のことから、月1回程度レターボックスを確認することが望ましい。

2 緊急性のある文書

緊急を要する場合については、この限りではない。